

公益社団法人 静岡県士会理学療法専門部会規定(29年度)

学術局 専門領域部

1. 目的

当専門部会は日本理学療法士協会による専門領域研究部会の分類に準じ、県士会独自の活動として、以下の目的のもとに活動を行うものとする。

- 1) 県士会員の知識・技術の専門性を高めるための活動を行う。
- 2) 県士会員相互の情報交換の場を提供(整える)する。
- 3) 県士会員の研究活動を支援し、学術力の向上を目指す。
- 4) 県士会員外(他職種・県民等)への専門性を通じた理学療法士の啓発活動を行う。

2. 内容

- 1) 研修会の開催: 専門部会ごとに年 1-2 回程度の研修会を開催する。
- 2) 研究会等の開催: 上記とあわせて開催もしくは独立して開催。
- 3) 専門部会ホームページの作製: 県士会ホームページ内に専門部会専用ページを作製。専門部会ごとの募集案内、登録者への研修会案内を掲載するとともに、メーリングリストあるいは掲示板の立ち上げにより、日頃からの情報交換の場を県士会員に提供する。
- 4) 各種の市民健康講座や教室などへの講師派遣: 専門的な内容をわかりやすく住民へ提供し、健康増進、障害予防等に貢献するとともに、専門性の高い理学療法の存在を紹介、啓発する。

3. 静岡県士会理学療法専門部会

当専門部会は日本理学療法士協会の専門部会に準じ、県士会会員の有益性の検討の上、随時、専門部会を追加するものとする。 なお 29 年度は、以下の 6 部会とする。

- 1) 運動器系理学療法専門部会 (専門部会番号 01)
- 2) 生活環境支援系専門部会 (専門部会番号 02)
- 3) 内部障害系理学療法専門部会 (専門部会番号 03)
- 4) 神経系理学療法専門部会 (専門部会番号 04)
- 5) 研究・開発支援専門部会 (専門部会番号 05)
- 6) 教育・管理系専門部会 (専門部会番号 06)

4. 各部会運営組織に関して

- 1) 当専門部会は静岡県理学療法士会に属する組織とし、独自にその学術的活動を県士会会員の登録者に対して行うものとする。なお、その活動状況ならびに活動報告は随時県士会会員全員に対し、ホームページ等を通じて行うものとする。
- 2) 各専門部会には部会長 1 名を置き、部会長は副部会長 2 名、事務局長 1 名を任命するものとする。また各運営委員を部会必要人数に応じて任命するものとする。
- 3) 当専門部会役員は静岡県理学療法士会に準じ、その任期を 2 年間とする。なお、その任期は理事会の承認を持って延長することができるものとする。

5. 専門部会の登録資格

・いずれの専門部会とも登録制とする。

- ・ 対象者は静岡県士会員で、新人教育プログラムを修了した者に限る
- ・ 県士会会員が各専門部会に所属するには、上記条件を満たし、かつ各専門部会へ申請する事が必要とする。各専門部会での活動は原則として登録者のみを中心に実施する。
- ・ なお、各専門部会登録に関しては複数の専門部会にわたる登録も可能とする。

6. 登録方法

- ・ 登録に関する案内は、県士会広報誌ならびにホームページ上にて随時行う。
- ・ 登録希望者は、所定の登録資格を確認したのち、下記、理学療法専門領域部事務局(以下、専門部会事務局)へ、メールにて以下の事項を記載し、申請する。
- ・ 申請事項に関しては以下の通り

1) 氏名(必須)

2) 所属施設もしくは自宅会員

3) 郵便番号、住所および電話番号・・・所属施設もしくは自宅住所を明記してください

4) メールアドレス

5) 理学療法士協会会員歴:年数

6) 新人教育修了書番号:昭和60年以前の入会者は除く

※新人教育プログラム修了したもので、上記番号を確認できない場合は、その旨を記載の上申請を行う。

7) 希望専門部会名

7. 手続きの流れ

- ・ 登録希望者より、専門部会事務局への登録申請後、生涯学習部にて登録資格を確認し、確認終了したものを各専門部会へ通知する。
- ・ 登録完了者には、専門部会事務局より登録書を発行する。
- ・ 専門部会登録者管理は、専門部会事務局と各専門部会にて行う。
- ・ なお登録可能期間は随時とする
- ・ 登録者への研修会案内は、各専門部会より、原則としてメールで行う。なお、県士会ホームページ上に専門部会専用ページを開設し、併せて研修会案内ならびに情報提供を行うものとする。

8. 理学療法専門領域部 事務局

専門領域部長 森下一幸

〒433-8511 浜松市中区和合北1丁目6-1 浜松市リハビリテーション病院 リハビリテーション部

E-mail:k-morishita@sis.seirei.or.jp

平成29年4月1日